

猪名川町介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

介護予防・日常生活支援総合事業の日割り請求に係る適用について、厚生労働省事務連絡により、以下のとおりとします。

- 以下の表の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。

- ・ 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間

月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日（※２）
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日
		・介護予防特定入居者生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の退去	退去日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護の退所	退所日の翌日

	終了	・ 区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日）（開始日）
		・ 利用者との契約解除	契約解除日
		・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※１）	入居前の前日
		・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※１）	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）の前日
		・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※１）	入所前の前日
月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日
介護予防ケアマネジメント費	—	・ 日割りは行わない。 ・ 月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※１） ・ 月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・ 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	—

月額報酬対象 サービス	月途中の事由		起算日
日割り計算用 サービスコードがない加算 及び減算	—	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※１） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	—

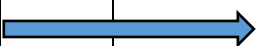
※１ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※２ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

例１ 月の途中からサービス利用を開始した場合

	5月1日	5月10日	5月14日	5月31日
サービス利用	契約日		利用開始日	
				
報酬算定期間				
			5月10日から31日まで日割請求	

例2 月の途中でサービス利用契約を解除した場合

	5月1日	5月10日	5月14日	5月31日
サービス利用	利用終了日 契約解除日			
				
報酬算定期間	 5月1日から14日まで日割請求			

例3 契約月の翌月の途中からサービス利用を開始した場合

	4月20日	5月1日	5月6日	5月31日
サービス利用	契約日 利用開始日			
	 			
報酬算定期間	  月額包括報酬で請求			

サービス利用実績のない月は請求できません。

例4 転入し、月の途中からサービス利用を開始した場合

	5月1日	5月3日	5月6日	5月10日	5月31日
サービス利用	転入日 契約日 利用開始日				
					
報酬算定期間	 月額包括報酬で請求				

2 ページの下部※1により、転入して、月の途中からサービス利用を開始した場合は、月額包括報酬での算定が可能となります。なお、転入により事業所が変更となった場合は、月途中の事由には除かれることから、月額包括報酬での算定が可能となります。

例5 転出し、月の途中でサービス利用契約を解除した場合

	5月1日	5月10日	5月16日	5月20日	5月31日
サービス利用	利用終了日		契約解除日	転出日	
					
報酬算定期間					
		月額包括報酬で請求			

2 ページの下部※ 1 により、転出して、月の途中からサービス利用を開始した場合は、月額包括報酬での算定が可能となります。

猪名川町生活部保険課
介護保険担当
〒666-0292
猪名川町上野字北畑11-1
TEL 072-766-0001